第二十八条中「各号」の下に「のいずれか」を加え、「あつた」を「あった」に、「行為」を「違反行為」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその」に改め、同条第一号中「第十七条の五第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条第二号中「第十七条の八第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の十三」を「第二十七条」に、「保存しなかつた」を「保存しなかった」に改め、同条第四号中「第十七条の十五第二項」を「第二十九条第二項又は第五十二条第二項」に改め、同条を第八十条とする。

第二十七条第一号中「第十七条の十五第一項」を「第二十九条第一項又は第五十二条第一項」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第二十条第一項から第三項まで」を「第六十五条第一項から第五項まで」に、「第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項まで」を「第五項まで若しくは第六十六条第一項から第五項まで」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十九条とする。

第二十六条中「第十七条の十四」を「第二十八条又は第五十一条」に改め、同条を第七十八条とする。

第二十五条中「第十七条の十二第二項」を「第二十六条第二項又は第五十条第一項」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十四条第一号中「第十二条」を「第八条」に改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第十条第六項」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「第十八条」を「第三十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者

第二十四条第五号を次のように改める。

五　第三十八条の規定に違反した者

第二十四条第八号中「第十九条の十四第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第十九条の十二」を「第四十一条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　第五十七条の規定に違反した者

十　第五十八条の規定に違反した者

第二十四条第六号中「第十九条の十一」を「第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第三十九条第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

第二十四条に次の一号を加える。

十二　第六十四条の規定による処分に違反した者

第二十四条を第七十六条とし、第六章中第二十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第七十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令（第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・農林水産省令）で定める。

第二十二条を第七十三条とし、第二十一条の三を第七十二条とする。

第二十一条の二第一項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「第十九条の十三及び第十九条の十四」を「第五十九条及び第六十一条」に改め、同条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（日本農林規格の活用を図るための施策）

第七十一条　国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条第一号中「農林物資」の下に「（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

四　事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十一条第二項中「あつた」を「あった」に、「第十九条の二（第十九条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の十五及び第十九条の十六」を「第三十九条、第五十五条、第六十四条又は前条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十条の三中「第三項」を「第五項」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等）

第六十八条　農林水産大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十条の二第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第二項中「同項に規定する者の工場、ほ場」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「前条第四項及び第五項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「従つて」を「従って」に、「第三項」を「第五項」に、「行つた」を「行った」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。